

各单協託送金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分		質問	回答
1	訴訟費用	裁判費用はグリーン・市民電力から出せるのか。	裁判費用は、大きく①裁判に要する費用（弁護士費用が大半）と、②裁判の間の2つの負担金（賠償負担金と廃炉円滑化負担金）を契約者に請求せずグリーン・市民電力が支払っておく費用になる。前者は一括して支出し、後者は裁判期間中継続して支出する。グリーン・市民電力の2018年度経営は、小売部門（グリーンコープでんき）は原発フリーの電気を特定する固定費を回収できるまでまだ伸びておらず赤字だが、発電部門の収益が大きくトータルで黒字を得ている。2019年度は両部門とも伸長する状況であり、裁判経費を担える予算となる見通しである。今後の裁判費用（弁護士費用）は年内に検討確定させ、2つの負担金額も決まると思われるので、20年2月臨時総代会にそれらを含む報告を行なって確認いただく。
		② グリーン・市民電力が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を契約者に請求せず立替えで支払うということだが、仮に裁判が5年なら1千万円となるが大丈夫か。	賠償負担金は経産省が出している額からいうと年間200万円と計算できる。10年間で2,000万円は負担できる。廃炉円滑化負担金の額はいまだ白紙である（ただし、高額でないと思われる）。それも含めて負担できる額である。なお、訴訟中はこの考えでいくが敗訴した場合は、その後の上乗せ分を契約者に請求するのかどうか改めて議論して決めることになる。
		③ 託送料金の値上げ分をグリーン・市民電力が負担する理由は何か。お金の出所はどこか。	2つの負担金を法律で「国民全体で負担する」と決めているのであれば契約者に請求するが、そうなっていない。それを訴訟で問うのであるから、その間、原発に頼らないグリーンコープでんき契約者には支払う必要のないものと考えて請求せず、大手電力会社への支払はグリーン・市民電力が行なっていく、という考え方である。
		④ 負担金を九州電力に支払わないとする時、グリーン・市民電力の契約者からはどうしていくのか。	託送料金全額を支払わないということではなく、託送料金のうち今回上乗せされた二つの負担金分は支払えないと主張する。また、実際に支払わないと契約上の問題が生じるので主張しながら支払いはする。そして負担金を国民の負担にするのはおかしいと主張するわけだから契約者からもらうことはせず、一旦、グリーン・市民電力が負担する形をとる。その分を九州電力に対して返還を求め、その支払義務はないということを確認してもらう訴えとする。
		⑤ 2つの負担金をグリーン・市民電力が払うと自分の問題として考えない。組合員（でんき契約者）から徴収していいのではないか。	2020年4月に負担金が上乗せされた後、①（提訴までの間の上乗せ分も支払って）その支払わなくてよかつたお金を返してほしい、②（裁判中も上乗せ分を支払う一方で）この支払い義務は無いことを確認してほしい、という裁判を起こすため、組合員から徴収するとグリーン・市民電力は二重取りを求めるのかと言わわれて裁判に負けてしまう。一人ひとりが負担した場合、一人ひとりが原告になり相手がグリーン・市民電力となるような訴訟となり、それは困難と考える。意見のようなこともあると思うがグリーン・市民電力が支払っていないと訴訟の形が変わってしまう。また、裁判に負けたから徴収しますとも言えない。よって組合員からはお金をもらうことはやめた方がよい。そして、この負担金は一人だと月当り数十円だがグリーン・市民電力全体では年間で200万円負担することになり、決して少ない金額ではない。地方裁判所／高等裁判所／最高裁判所と長引くと金額も大きくなる。こうした問題として考えていくとした。
		⑥ 裁判に負けたら託送料金未払分の契約者への請求はどうなるか。	負けたらグリーン・市民電力が大手電力会社に賠償負担金と廃炉円滑化負担金2つの負担金を支払う法律上の義務が確定する。その後のこの2つの負担金をグリーンコープでんき契約者に請求するかどうかは改めて議論することになる。
		⑦ 敗訴した場合支払義務があるということでG Cでんき契約者に遡って請求するのか。	遡っての請求はしない考え。判決後については改めて議論する。総代会で裁判を行うことが決定したらグリーン・市民電力と契約者一人ひとりにそうした説明とやり取りを行なっておくことになる。

各单協託送料金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分	質問	回答
	(8) グリーン・市民電力が負担する経費はいくら位か。	裁判費用（主に弁護士費用）は内容に伴う労力・時間を踏まえた検討中で年末までに決まる（仮に1人300万で5人の弁護士であれば1,500万円となる）。もう一つは裁判中グリーン・市民電力が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を負担しておく費用で、賠償負担金は年間200万円位と試算している（廃炉円滑化負担金は現時点決まっていない様子）。仮に訴訟が最高裁まで続いて5年程かかるとなった時は $200\text{万円} \times 5\text{年} = 1,000\text{万円}$ となるが経費の中で貯えるものと考える。
	(9) 裁判の中味はよく分かったがその費用はどこから出していくのか、カンパ等を募るのか。	基本的にグリーン・市民電力でまかなうとしている。グリーン・市民電力はグリーンコープ生協組合員の願いから生まれた。その意味でこの訴訟をするかグリーンコープ生協の総代会で決めていく。裁判そのものの原告はグリーン・市民電力となる。グリーン・市民電力は市民発電所づくりを進め有難いことに昨年は数千万円の黒字だったので着手金1,350万円という金額は支払える見通し。加えて、組合員内外に裁判を支える会としてカンパを呼びかける相談に入っている。弁護士費用だけでなくふくおか以外の単協から傍聴に来てもらうための交通費もそこでもまかなえたら多くの組合員が一緒に進めていけることになろう。そのような詳細について理事長たちによる議論が始まったところである。
	(10) 裁判費用は弁護士費用のことか。弁護士費用は成功報酬も含むのか。	1,350万円というのは5人の弁護士全体の着手金の概算（消費税込み）である。成功報酬は別途費用が掛かり、勝訴判決の時が弁護士1人当たり500万円、実質的勝訴判決と言える場合は弁護士一人当たり250万円との見積もりがされており今度の理事会で議論して決める。
	(11) 成功報酬は勝訴と実質勝訴ではどう違うのか。	勝訴判決とは、判決で「原告の請求を認める」旨の主文がなされた場合を想定している。他方、実質勝訴判決とは、主文では「原告の請求を棄却する」となっているものの、その理由中の判断で「今回の省令改正は違法とまでは言えないが裁判所としてもこの重要なことは国会できちんと議論して決めてもらいたい」といった裁判官の意見が付され、我々の主張が裁判所に理解してもらえたような場合を想定している。
	(12) 成功報酬の考え方をもう一度説明してほしい。実質的勝訴というはどういう意味か。	今回の訴えの大切な部分となるが、私たちだけがこの2つの負担金を払いたくないというのではない。国会などで事故や廃炉についての責任と情報の明示があつたうえで法律で決めるのなら私たちは国民の一人としてそれを判断できる。そしてほしいという訴えである。だから二つの裁判で「国的新しい認可は違法でない」「九電への新しい託送料金も支払いなさい」となったときでも、判決文中に「こうした負担金は本来国会で法律で決めるべきである」という記載があり、それが国や国会を動かす力になると思えるならば、それを実質的勝訴と考える。
	(13) 裁判の1,350万円はどこでつくっていくのか。組合員に割り当てられるのか。	グリーン・市民電力はグリーンコープ組合員の脱原発の願いでつくったものだから総代会で裁判することを決める。原告はグリーン・市民電力なのでそこから費用は出す。昨年、今年と数千万円の黒字を得ており出せる見通しである。加えて組合員には支える会・カンパの呼びかけを検討する。今回は弁護士費用だけではなく傍聴する組合員の交通費なども考えていかなければならない。どんな呼びかけをするか理事会での検討が始まったところ。 お金は大切。長崎も赤字と聞いており、もし傾くようにならなければならぬ。5人の弁護士の数を減らすことも考えながら聞いたが専門家が考えることに加えて組合員／母親が知恵と力を出す、そんなことも考えていいけると良い。控訴や上告を含めやるか否かは都度途中で話し合ってほしい。日本が三権分立になっているか、これは一人ひとりの問題だから伝えていけるとよい。
	(14) 弁護士費用は一審の話と思うが控訴となると新たな着手金を要すのか。成功報酬はつど考えるのか。どれ位の期間が掛るのか。	今回提示している1,350万円の着手金は第一審にかかるものなので控訴、上告となった際は別途弁護士費用が必要となる。控訴審／上告審になった際の弁護士費用は一審の審理経過なども考慮して改めて提案することになる。成功報酬は訴訟全体を通して判断するので一審／控訴審で重複して発生するものではない。
	(15) グリーン・市民電力の出資金を裁判費用に使用するのか。	グリーン・市民電力の毎年の事業収支のなかで裁判費用を出していく。グリーン電力出資金を裁判費用に使用することはない。

各单協託送料金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分		質問	回答
		(16)敗訴した時の費用はどうなるのか。	敗訴の場合、訴訟提起の際の印紙代数万円程度が原告負担となる。弁護士費用は勝敗に関わらずそれぞれが負担する。
		(17)裁判費用はどれくらいか。どう出してゆくのか。	裁判費用は①裁判所への印紙手数料、②弁護士報酬、③交通費やコピー等実費の3つ。①は数万円程度、③は年に数10万円程度、②は着手金と成功報酬があり、着手金は予想される労力等の検討を経て確定する。5人の弁護士が関わっていて1名250～300万円だと1,350万円になる。成功報酬は判決が出て勝訴度合いに応じて協議して定める。以上が一つの裁判で、高裁／最高裁をどうするかはその都度同じように検討して判断する。これらはグリーン・市民電力の費用となる。経営的に支出可能な額でありグリーンコープ自体の経営へ影響を与えることにはならない。なお組合員検討のうえ「裁判を支える会（仮称）」を形成し、カンパの呼びかけを行うことも考える。
		(18)一審で1,000万円以上掛り上訴したら費用は大丈夫か。GCへの影響は。	グリーン・市民電力の経営体力の中で予算化できる。グリーンコープ生協本体が負担することは考えない。
		(19)弁護士の皆さんに支払うお金は足りるのか。最近相続で少し協力できるものができたがカンパ出来るか。	臨時総代会議案書に記されているとおり。費用は示されていてグリーン・市民電力の経営で貢えることになっている。その上で、支える会への参加を組合員に呼びかけていく。その時はぜひ御協力いただきたい。
		(20)青天井の費用をかけるくらいの覚悟をもって良い弁護士に頼つてもらうことはないのか。	適正な報酬を払うと考えた。また弁護士5人は意義を感じての見積もりを出してくれた。通常は結果を見ての相談とされる成功報酬も見積りを出してくれた。総代会で組合員が考える材料であった。青天井では考えていない。
		2 太陽光発電の買取制度 ① 九電が太陽光発電の買取を抑制しているが、一般家庭では10年経つと買い取り価格も下がる。それら等の影響は。	一般家庭の買取価格は2021年に下げられるが事業所であるグリーン・市民電力の買取は変わらないため経営に影響はない。今、「再生エネルギーは高すぎる」との論調を始め、原発を優先するためにこの8年を支えた太陽光等再生エネルギーを叩こうとする言論風景がある。法律で再生エネ賦課金の負担は見えるようになっているが原発廃炉費用・電源開発促進税等は示さず、一方で「自然エネルギーは高いから買い取り価格を下げる」ような誤った理解が広まる懸念がある。出力抑制については昨秋から指示が始まり、1つの電力事業者に年間30回が最大と言われている。本当に30回止められるとグリーン・市民電力は1,000万円分の買取収入がなくなる。影響は出る。ただしこれは、既に九電と契約していて法律上後から主張するのは難しいため今回の訴訟には含めていない。
		② 九電の出力抑制の中身はどんなものか。	国が定める優先給電ルールに基づき、グリーン・市民電力では2018年度に4回の出力抑制の指示を受けた。逸失した発電量は11,086 kWh、売電収入は推測値で413,936円だった。ルールでは年間最大30回の指示がありうるとされており、その場合、年間332,580 kWhの電力と12,418,080円の収入を損失することになる。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」により補償を求められないとしているが、新電力事業者に不利であるためこのままではいけないとされている。ドイツなど欧州では太陽光や風力などの出力抑制は行われるもの、原則として出力抑制による発電事業者の経済的損失は補償されている様子。

区分		質問	回答
		③ 再エネ賦課金は太陽光パネルをついている人にお金をあげている感じがする。電力会社は電気を買ってそれを販売しているのになぜ賦課金を課しているのか。	考えておきたい点である。電気料金のお知らせにも「再エネ賦課金がいくら」と書いているが、これは福島第一原発事故後に再生エネルギーを育てようと法律で定められたものである。太陽光発電を始める事業者や個人に買取価格を保障し育成しようとした。他の発電電気より価格が高い分を大手電力に払うことでのそのお金は必要と考える。大切なことは再エネを国民で育てようという前提で法律化されたという点であり、今回2つの負担金はそうされないので訴訟で追及していく。関連して言うともし私たちが勝訴した場合、賠償費用や廃炉費用が用意されていない問題を私たちは考えることになる。私たちだけが負担金を払いたくないという訴訟ではない。事業者の責任が果たされ必要な費用が情報開示され、国会で法律として定められたら賠償に協力するとなるであろう。グリーンコープも法律で決められるにあたってはきっと検討することになる。この訴訟を広報発信するに当たってはお金目当てではないことを伝えてほしい。
3 原告と被告	① 大手電力会社は法律に基づいて申請し、国が許可をしているので国を訴えるのが先ではないか。	国が先である。国を被告とする認可取消請求訴訟は、認可がなされた後6ヶ月以内に裁判をしなければならないというルールになっているし、手続きの順序としても、はじめに国の認可がなされ、その認可後に九電が託送料金の請求をしてくることになるため、その観点からも国を相手にする裁判の方が先になる。	
	② 訴える先は国がメインでないのか。	訴えの順としては国の認可がおかしいということから始めるが、託送料金の上乗せがおかしい点、事実として負担が増えるのを争うことについて、託送料金を支払う先が大手電力会社（九電）なので国相手ではそれが問えない。両方が相まって必要となる。	
	③ 大手電力を相手の裁判と国を相手の裁判の違いは何か。	それぞれの主張内容はほぼ同一となるが、争点や提訴時期や進行状況は別々である。ただし、進行によって裁判所・被告・原告の協議で一つになる可能性もある。	
	④ 国と電力会社への訴状は別々か。	それぞれの訴えの内容が異なるため別々となる。本質部分は共通なので、訴訟進行の中で裁判所や被告との協議によって一緒に審理される可能性はある。	
	⑤ 何故、事故を起こした東電でなく九電を訴えるのか。電力会社が国に託送料金の中に入れ込んでくれと言ったのか。	賠償負担金の責任主体は東電だが東電だけで払いきれないため事故から1年後に全国の電力会社が負担することが決まっている。よって、既に九電の電気料金原価の中にも賠償負担協力金が含まれ、託送料金以外にも賠償と廃炉負担に協力している。その上で足りなくなっている。それを大手電力会社間で何とかするのではなく、国民負担にしようとしている。報道によると、今回の2つの負担金は電気事業連合会が国に懇願したことから始まっている。なお廃炉円滑化負担金のほうは東電福島第一原発対象ではなく全国の原発廃炉を進める費用である。福島第1原発の廃炉費用は東電が負っている。本来それが当たり前のこと、それを変えようとしている。そのように、事故を契機とした東電救済の主眼と同時に、全国の原発を持つ電力会社の優遇が含まれている問題があり、それを問うと考えた。	
	⑥ 中国電力や関西電力はどうなるのか。	同じ問題がすべてにあるが、3社ともとした場合、会社毎に提出書面と証拠が異なるため3つの訴訟となる。体力と費用を勘案し九州電力だけに絞ることとした。判決効力は当該原告被告間にしか及ばないが、社会的効力としては中国電力・関西電力（全国の電力会社）にも影響を及ぼせる。両社に向けては、意志と経過を知らせていく考えである。	
	⑦ 原告はグリーン・市民電力か。契約者にはどう伝えるのか。	原告はグリーン・市民電力である。総代会の決議があつてからグリーンコープでんき契約者へは説明とやり取りを行なっていく。	
	⑧ グリーンコープではなく、グリーン・市民電力として訴訟するのがよい。	これはグリーンコープ全体の取り組みである。裁判手続き上原告はグリーン・市民電力となるが活動は全体でやっていく。訴訟はグリーン・市民電力がやっていくことでグリーンコープは関係ないとは考えない。グリーンコープの私たちが取り組むこととして決めていく。もちろん、会計や法律上の主体は明確に区分してやっていく。	

各单協託送金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分		質問	回答
4	他団体との連携	⑨ H Pに載せると炎上が怖い。組合員を守って欲しい。	託送金訴訟についてはホームページに載せる。そのことでグリーンコープが非難され、組合員に攻撃がされることはない。また情報発信で、例えばS NSなどは組合員それぞれができるることをできる範囲で相談していく考えである。
		⑩ 原告はグリーン・市民電力だが、組合員の関わり方がわからない。	原告をグリーン・市民電力とするのは法律上の手続きだが、グリーン・市民電力は組合員の願いでできたものであり、組合員理事長はグリーン・市民電力の社員になっている。グリーン・市民電力はグリーンコープと同じと考え、その意味で決定を総代会で決めるとした。それまでの議論や決まった後の取組みをグリーンコープの行うものとして全組合員に知らせ、やれることを話し合いやっていく関わりとなる。
		⑪ 東京電力の刑事責任が認められなかったのはおかしい。	この訴訟（※）では刑事責任のハードルがとても高いことから事故の責任が認められなかった。ただ、あの裁判の過程で東京電力の経営陣が現場からの警告を無視して対策を取らなかった実態等は示された。そして、自主避難者（賠償が行われない人たちがほとんど）から東京電力と国を相手に損害賠償を求める裁判では、ほとんど全て東京電力の責任が認められている。もちろんその額は少なく自主避難者の人たちが受けている経済的精神的損害に見合っているとは言えない。※東電の旧経営陣3人が原発事故を防げなかつたとして強制起訴された裁判で東京地裁は3人に無罪の判決を言い渡した。
		⑫ 九州電力以外の2社とはどこか。なぜ被告は九州電力だけなのか。	グリーンコープ活動エリアにある関西電力と中国電力である。3社相手とすると別々の裁判となり体力と費用の負担が重くなる。訴訟の結果は当事者にしか効力はないが、出た結果について全国の電力会社も尊重するであろうから1社と考えた。
		① これまで様々な団体と協力してきたが広がりを考える時、今回の裁判ではどうなっているのか。	新電力事業者の中に関心を持っているところがあるが、すべてが行動を起こすのは大変だからグリーンコープが先鞭をつけて火をつけなければいけないと考えている。誰かが手を挙げ一緒にやろうとする人がつづいて立ち上がるというのが人間社会のひとつ姿で、原発問題については既にそういう人たちがいる。原発を差し止めするため多くの住民や法律家たちが全国各地で裁判を起こしており、福島事故以降は、賠償が十分でないことや避難指示区域以外で自主判断で避難をした人に賠償がないことに対して国や東電相手に訴訟が起きている。そのような先鞭をつけてがんばっている人たちもいる。託送金の問題は私たちも3年前までは知らなかった。初めて託送金という言葉を知り食べものと同じように中身を調べたら電線使用料に原発を温存するためのお金がたくさんつぎ込まれていてわかった。そのことを知らない多くの人に伝えるため、この問題はグリーンコープが手を挙げてみんなに声をかけていきたい。国会議員の事務所や電力事業者、生協に「一緒に考えないか」と呼びかけることも考えている。単協理事会でも会派党派を問わず地元選出の議員本人（秘書・事務所も）にこの問題について国会で検討するよう話し合いを持ってほしいなどと働きかけることができる。裁判の手続き上の問題から説明すると、最初に他の市民電力も一緒になって原告を複数にして裁判することも考えたが、それでは身動きがとれなくなることからやめている。グリーンコープ（グリーン・市民電力）でもやるやらないについてこれだけの議論があり、他の市民電力を巻き込むとあちこちで議論になり訴訟のタイミングが遅れ、また、裁判が始まると書面等の締切りが次々定められてくるのでスピードが大事になるところ、原告が多いと歩調を合わせなければならなくなり動きがとり難くなる。このような心配があって原告は私たちだけでスタートしようとなった。他団体から申し出があれば検討する。
		② 他に裁判を行なう市民電力のようなどころはあるか。	現時点では直ちにあるかというと、無いと思われ、グリーン・市民電力のみで訴訟を行なう。他団体と連携すると足並みが揃わないこともある。裁判を起こした段階で他と合流したり別の訴訟を起こしてもらったりすることなどは考えられる。
		③ 同じ思いをもった団体と一緒ににはやれないのか。	賛同する団体を探して一緒に取り組むのは時間もかかり考えていない。今回の訴訟は組合員の願いや運動が土壤となっている。経済産業省へ陳情し、全国の電力会社・全国会議員・全マスコミに情報を届ける動きの中で一緒に運動をすすめようと考える団体が出てくるかもしれない。そういう申し出があったときは検討をする。
		④ 原告と同じ考え方のところと一緒にやっていくことは考えないのか。	上記①～③のとおり。

区分	質問	回答
	⑤ 他団体に声をかけ一緒にやれたら市民の大きな動きになる。	今年1月10日に経産省に陳情書を提出した。5月に初めてそれに対する説明を受ける。その結果なども含め、国会議員やマスコミ、全国の電力会社に伝えていくことをしたい。その中から一緒にやりたいと申し出るところが出てくれれば検討したい。基本は、それぞれの運動体・事業体の自立と連帯にあると思う。
	⑥ 他団体からの応援はあるか。負けても知つてもらえ訴訟のハンドルが下がる。マスコミに呼びかけカンパを集めてはどうか。	この問題は、2020年4月から電気料金の仕組みが変わり2つの負担金が託送金に上乗せされるというもの。電気の自由化により電気料金の原価に乗せられなくなるため託送金に上乗せされるそのことを、多くの新電力会社の人にも知らされていないと言え、その意味では他団体に知らせていく意味はある。それを先ず行なう。裁判が決定すれば記者発表をしていくことにする。また「裁判を支える会（仮）」ができたらその参加やカンパの呼びかけを組合員以外にも行うかどうかは議論して決めていく。また、2020年4月までにできることはたくさんあり、一つのツールとしてパンフレットを作成している。組合員に加え、市民団体に呼びかける活用もある。そのような運動をしても止めることができなければ裁判という進み方となる。色々な人と繋がっていく運動にしていきたい。
	⑦ みやま電力のような市民電力と連帯してはどうか。	訴訟という点では事業者毎に考え方・運営・経営が違い、足並みをそろえること自体に膨大な体力がかかりかねないことから、グリーン・市民電力単独で行なうことが有効である。ただし、この結果は多くの新電力事業者にも関わることになるため、運動という点ではこの問題を発信し、連帯したいという事業者等との提携を考える。
	⑧ 他の団体や生協も一緒に動くことはあるのか。	同上
	⑨ 他の市民電力と力を合わせることはできないか。	同上
	⑩ 全国の生協や新電力会社と一緒にすることはあるか。	同上
	⑪ 自然エネルギーの会社はどう考えているのか。	知っていないところも多いはず。知っていておかしいと思っているところや、知っていても諦めているところもあると思う。グリーンコープの意志が決まつたら全国の新電力や電力会社にこの問題を伝えていこうと相談している。
	⑫ 訴訟を生活クラブなどにも呼びかけると以前聞いたがどうなっているか。	生活クラブと特定するのではなく、全国の生協や新電力事業者にこの問題を伝えるとしていて年明けに行なう。また、脱原発運動をしている全国組織でこの問題を学習してはという気運があり、そこに資料を提供する準備がされている。私見だが、生活クラブがこの問題に取組むというのはあまり考えられない。というのは組合員が主体でないから。これをグリーンコープでやったような組合員討議をして方針をつくっていくというには相応の覚悟が要るだろう。それでも全国の中には呼応して立ち上がるところは出てくるかもしれない。
	⑬ 思いをもった団体や生協に呼びかけてともに裁判を取組むということは考えているのか。	今回の裁判ではそれはしないと検討した。グリーンコープの中でもこれを進めていくのにこれだけの討議をつづけている。他の団体も一緒にやろうとするとその調整に多大な労力を要することになる。また足並みが揃わなくなることもありうる。裁判はまずはグリーンコープだけでやっていくこととしている。裁判の主体としては今の説明のとおりだが、一方、裁判に取組むことは今回の議決を得たら全国の新電力事業者と生協と新聞協会加盟各社に一斉にお知らせしていく。それを見て、自分たちも考えたい／取組みたいというところが出たら情報や連絡をとる。一番良いのは生協であればきちんと組合員討議をして取組んもうとなつたところが自らの意思として各々の地域で裁判も含め立ち上がること。どのような連携や連帯は考えたい。さよなら原発の全国集会が毎年東京で開かれているが、落合恵子さんからグリーンコープ託送金訴訟にエールを送られたとのこと。今度、その準備の集まりから託送金問題を学習しようという話につながっている。

区分		質問	回答
		(14) 裁判するにあたり味方となる団体はいないか。他団体との連携の予定は。	訴状に意見を集約するというレベルでは他団体との連携は考えていない。グリーンコープの中だけでもかなりの討議を必要としていて他の団体も一緒に検討するとなると訴えの内容をしっかりとさせることより調整の方に多くの労力が掛ってしまうことになる。しかし、社会的な動きは積極的に作ってゆき、これからおよそ2000ヶ所に向けて国会関係者や全国の新電力事業者や生協や新聞社や諸団体へ呼びかけをどんどん発信していく。
		(15) グリーンコープと同じように提訴とまではいかなくともこの問題に取り組む他団体はいないのか。	今回の総代会・総会で議決されたら詳しい情報を添えて全国の新電力や生協、新聞社にこの問題を案内する。簡単には出ないだろう。新電力事業者でいうと費用がかかり、生協でいうと組合員討論を真剣にできるかどうかがあるからだ。だからグリーンコープから巻き込むようには働きかけない。呼び掛けはする。もし自分たちで考えた結果として主体的に呼応する事業者や団体が出てくればそれこそが大きな力になる。島根と福岡の温度は違うのはそのとおりで距離も時間も離れている。だから島根は島根にとってどうなのか考えて決めていくのと同じ。
5	裁判の傍聴	① 傍聴には効果があると聞いたが裁判の時間等を具体的に知りたい。	裁判傍聴が結果に有利に影響するということはない。予約は不要で誰でもでき年齢制限も資格制限もなく服装も自由。一般の主婦が問題意識を持っているということをわかってもらうためにも普段の恰好の方が良い。裁判は平日早くて10時、遅いときは16時に開始、大きい裁判では10時や11時開始が多い。1回は長くて15分、3～5分で終わることもある。事前に書面を提出しているので内容の確認と次の決定という流れである。裁判の終盤の証人尋問では証人の人数次第で1時間かかることもある。以上のとおりだが、傍聴者の有無や多さが裁判官に伝えるメッセージ（私たちはこれだけ真剣なのです）というものがあり、裁判官にもよりその気持ちで臨んでもらう力となり、加えて（たとえば共生・和平自転車隊のように）応援する人の存在が弁護士や自分たち自身の応援という意味があり、傍聴は大事である。
		② 入廷の時刻はどうか。	厳密な規定はないが、5分くらい前までには座っておいてくださいと案内している。裁判中も傍聴席が空いていれば出入りは自由。
		③ 場所は何処でどんな服装だといいか。	福岡市中央区六本松の地方裁判所で行われる。服装は普段着が一番良い。一般市民の願いであることが伝わる。携帯電話・写真撮影・録音などは不可だがメモは問題なし。
		④ せっかく傍聴に行っても5～10分か。	その中に凝縮されて状況が現れていくのを組合員が知り、感じる、その5分が大切である。それと毎回、裁判の前後には報告集会のような形での共有を進めいく考えである。
		⑤ 組合員以外も行けるのか。	この問題に関心を寄せる人は誰でも行くことが出来る。
		⑥ 裁判の頻度はどの程度で自分たちも傍聴できるのか。	通常の裁判は月に1回程度の頻度で開かれるが今回の裁判は大規模なので2～3ヶ月に1回程度で期日が開かれると思う。裁判傍聴は誰でもでき、傍聴席が満席になれば入れないこともあり得るのでどの期日にどの組合員が傍聴に来るのかは今後検討していきたい。
		① 勝訴した場合はグリーン・市民電力にお金が返ってくるのか。	勝訴した場合は、九州電力はグリーン・市民電力に対していくら払うこととの判決になるのでグリーン・市民電力に返還されることになる。裁判の効力は当事者だけにしか及ばないのが原則だが（日本では）裁判結果を尊重して当事者だけでなく国全体が従う傾向がある。違法判決が出たら他の電力会社も利用者に上乗せ分を全額返還し国会も法改正を行う等、国全体に波及効果が予想される。
6	勝訴の効果	② 返金はグリーン・市民電力にされるのか個人にされるのか。	裁判は原告と被告の間でのやり取りになるから九電からグリーン・市民電力に返金される。なお、託送料金に含まれる負担金が違法となれば九電は自主的にグリーン・市民電力以外にも広く返金するようになると思われ、そうなれば他の大手電力会社も従うだろうから社会的に相当大きな動きとなる。

区分	質問	回答
	③ 主張が認められても電気料金自体が上げられれば負担金提示の方がマシだったということにならないか。	主張が認められたら、託送金に何でも乗せればよいという安易な原発優遇策を止めさせることになる（少し補足すると、現在の電気料金は総括原価方式で費用となるもの全てを含めて認可されればそれが料金になる。その際、費目詳細が示されることはない。2020年の電力全面自由化により電気料金にはその方式はなくなるが、託送金はそれが残る。そこに省令で決まったという理屈で何でも乗せることができようとしているので、そのようなことをさせないというのが裁判をする目的となる）。もちろん賠償や廃炉のための費用は最終的に必要なものだから、福島への賠償や原発廃炉を誰がどうお金を出していくのか等を、事故の責任明示・情報開示のうえ議論を尽くして決めることはきっと必要となる。私たちの主張が認められた暁にはそうしたことが始まると思う。それがグリーンコープの願いである。
	④ 託送金への上乗せでなく基本料金を上げることもあるのではないか。	これまで3年間電気料金のことを学んできた。事故賠償や廃炉の責任主体が明確にされ、かかる費用の全体像も示されたうえで、例えば電気料金で国民が負担しようと決められるのであれば、意見のようなこともその選択肢の一つとなると思う。しかし実際は、国民がわからないように託送金の中に忍ばせようとしていることが分かってきた。だから、今回声をあげて止めたい。再生エネルギーは注目されていて情報公開も行われ始めている。国民が注視していることを分からせることが大事である。
⑤	結局、税金で取られるのではないか。	<p>次のように考えている。</p> <p>(1) 私たちは、チェルノブイリ原子力発電所事故や東京電力福島第一原子力発電所事故の大きな災禍を見て、人の生命と環境と暮らしを損なう原子力発電所を無くしたいと願い、原子力発電に頼らない自然エネルギーの発電所づくりや原子力発電ではない電気の共同購入運動を始めた。そうした中、原子力発電から逃れようとしても託送金（電線使用料）に原子力発電の費用が転嫁されている事実があることを少しづつ知ってきた。</p> <p>(2) 私たちは、もとより福島の復興が必要であることや全国に50有余ある原子力発電所をきちんと廃炉させていく必要があることを承知している。そのための費用が準備されておらず準備していくかねばならないとなる時、同時代を生きる国民の一人ひとり・新電力事業者としてどうしていくか真剣に考えねばならないことを承知している。私たちだけが賠償負担金や廃炉円滑化負担金を払いたくない、電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費を払いたくない、と言っているのではない。</p> <p>(3) しかし、そのように真剣に考えていかねばならない問題であるにも関わらず、原子力発電を推進した人達・事業者、それで大きな利益を得てきた人達・事業者、事故を起こした当事者や利害関係者の果たすべき責任があまりにも果たされず、この大きな問題を考えるに必要な情報が殆ど明らかにされていない中で一部の人達が社会通念とはかけ離れたロジックをひねり出し、問答無用に電気を利用してきた国民の責任ですと言わんばかりに付回しするのを止めてほしいと思っている。</p> <p>(4) そうしないと、電気自由化の本来の趣旨を貫くこともできない。電気自由化は長年に亘って地域独占してきた大手電力会社の支配を無くし、様々な事業者がより良い電気の供給を目指して自由に競争していくというものだ。</p> <p>(5) 私たちは声をあげ、組合員や市民どうしで話し合い、国や大手電力会社とも話し合い、原子力発電の正確なコストが明快に公開され、託送金も本来そうあるべきところの送配電費用を全ての電気事業者が平等・応分に負担するものとなるのを願っている。</p> <p>(6) そのようにならざる、このままなし崩しのように2020年から賠償負担金と廃炉円滑化負担金が現実化していくとなれば、それに味をしめてこれからも託送金の仕組みを悪用し、本来原子力発電事業を行う大手電力会社等が負担すべきものを電気利用者（国民）に負担させていくことに繋がってゆくのではないかと心底懸念する。原子力発電についてはこれからも膨大な費用増が考えられ、それを透明・明確にして誰がどう負担していくかを電気事業者も電気利用者も考えられるようにならないといけないはずである。</p> <p>(7) この3年の検討を通し、本当に必要な費用は国や大手電力会社の勝手で決めるのではなく、情報開示と責任明示の上で国民も実質的に参加して決めていくようになることが大切と考えてきた。法律で決めず、安易に託送金に載せて新電力事業者と電気利用者（国民）の財産権を侵害し、分からないうちに国民の税金を回さないようにしてほしいと心から願う。</p>

区分		質問	回答
			(8) そして、グリーン・市民電力という私たちの大切な財産を通して、立地する地域毎に寄り添い根ざした自然エネルギーの市民発電所づくりを進め、賛同するグリーン電力出資者の仲間を増やし、原発に頼らないグリーンコープでんきを使う仲間を増やしてゆく。脱原発に向け手を握る人たち皆とともに私たちは頑張る。したがって、これが国会で審議され法律となれば大きな前進である。
		⑥ 勝訴の結果は国民全部に影響するのか。	裁判の効力は原告と被告の間だけのもので、グリーン・市民電力にしか効果は及ばない。しかし、日本社会は一定成熟しているので、この判決は社会的に広がり全国に影響するものと思われる。
		⑦ 勝った上で賠償金へ協力したい時何ができるか。	(上⑤応答を参照のうえ) 勝訴となった場合、賠償費用や廃炉費用自体は必要であり、かつ準備されていないことから、国や電力会社として別の方法を検討する（その中に国会での法律審議も含まれる）と思われる。それがより適切なものとなることを見届け、そのようにして国民が決めることについて、ひとりの国民として協力していくことになる。
		⑧ 裁判は有効なのか。	判決結果はもちろんだが、その審理の経過の中で原発の安全性・必要性・真のコストなどあらゆる点での問題を提起したいと考えている。そうしたことを多くの国民に伝えていける場となると思っている。
7	勝訴の見込み	門前払いにならないのか。	現在の検討は、グリーンコープの顧問・法務部弁護士3人と日本消費者連盟で活動され福島の事故被害調査報告委員会をされている東京の弁護士とその事務所の若い弁護士、合わせて5人に関わってもらっている。仮に門前払いということになれば弁護士という職業の汚名に関わるというところから議論されておりそはないと考えている。 2～3ヶ月に1回、上記の弁護士・公認会計士・グリーンコープのメンバー・東京と静岡で消費者運動をされている方、計12名による検討委員会を開き、最終訴訟を起こすとした場合の内容を19年度いっぱいかけて議論する予定にしている。極論を言えば、勝ち目がなく提訴しない方がいいという結論になる可能性もある。その際は単協の理事会・総代会できちんと報告するが、そういう残念な結論にならないよう全力で議論を進めている。裁判には要件があり訴える資格が必要である。当初は門前払いになるかとも考えたが過去の判例等を調べ弁護士間で協議し、訴える資格の要件はクリアできるのではないかという結論になりつつある。裁判になればお互いたくさんの資料を出して何回も反論するので審議が充実したものになるのではないかと思われる。
		勝算はどれくらいか。	全面的な勝訴は極めて難しい。勝算のハードルは相当高く負ける可能性の方が高い。おかしいことと違法であることとは別であり、国に対する訴訟はそもそも負けやすい。今回の裁判は、託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を上乗せずすることがどの法律の何条に違反しているか指摘することが難しくその議論を重ねている。だからといって裁判をしない方が良いということではもちろんない。
		弁護士は何処が勝ち目の有無と言われているのか。	大方の普通の人々が「おかしい」と思うことでも、それがすぐさま法律上も「違法である」となるとは限らないという点である。「おかしい」ということを「違法である」にどのように持つていけるかが分かれ目となる。
		今までの様な国に忖度した判決が目に見える。	国を相手にした裁判は一般的に勝訴率は低い。最近では市民が勝つケースもある。こちらの主張や違法と考えられる根拠をどれくらい組み立てられるかにより相応に正しい判決が得られるのではないか。裁判に臨んではグリーンコープらしいものにしたい。福島民友新聞の裁判では理事が事件をどう思っているかをまとめて書面づくりに生かしたところ、裁判官が新聞社に対し「どのような心境で記事を書いたのか」と画期的な質問発言をしてくれた。どんな裁判にしていくかも皆で考えていく。
		様々な原発差止訴訟のように負けるのではないか。裁判をおこすことには政治的な圧力はないのか。	国に対する訴訟はそもそも勝ちにくい傾向にあって、訴えを認めてもらうことは一般的に相当困難である。検討を始めた当初は勝ち目が見えない難しい裁判になるとの様子だったが、たくさんの情報を収集し調査検討を深めてきたところ、最近では希望が見えてきている。今回の主張は、電気事業法に2つの負担金の上乗せを認めるような規定ではなく省令改正は法の委任の範囲を超えているとするもので、これまでにはない論点であり違法性についてもかなり詰められているため希望を持っている。

区分		質問	回答
8 敗訴の場合	①	裁判に負けてしまったらどうなるのか、おかしいと言えなくなるのか。	<p>最高裁まで行って負けとなつたら法律上はこの2つの負担金の支払について認めざるを得ない。ただし、そこに至るまでに私たちの主張が社会的に広まつてしまい、全国で「負担金の上乗せはおかしい」という声が多く上がるようになれば国も無視できなくなると思われる。</p> <p>運動という意味では判決までの間、私たちの主張や書面を社会的にも明らかにしていくがその主張は消えない。原発優遇と施策の不当性を問うことは続き今後に繋がる。ふり返れば使用済燃料再処理等既発電費は2005年に法律で託送料金にのせることが決まっていたが知らなかった。当時河野大臣がおかしいと言っていたが15年経ってそんなことを皆忘れ、今回あろうことか法律によらずに賠償と廃炉円滑化の負担金が決められた。だから問題点は判決が出た後も言い続けていかなければまた繰り返されることになる。そうさせてはいけない。</p> <p>裁判に負けることが前提となっているようだが、確かに勝つハードルは高いが今回5名の弁護士で議論をつづけてきた結果、とても良い訴状になった。十分戦えるのではないかと考えている。3年前から議論を始め、当初は電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費がおかしいと私たちが言い、それは分かるがこれらは法律で決められているので裁判で問うことは難しいと皆が言われていた。</p>
		裁判に敗れ司法上負担金を問えなくなつても他団体が他所で提訴すれば全国でこの動きが広がらないか。	福岡以外でも裁判はできることはできる。ただし、最高裁判所で「託送料金の上乗せは適法である」との判断がなされたら、事実上、他の団体は裁判を起こせないだろう。しかし、裁判で負けたとしてもこの裁判をきっかけに全国で「おかしい」という声が広がれば国会自体が動かないといけない雰囲気となる。そうした臨み方がある。念のために言えば今回の提訴は「私たちはお金を払いたくない」という裁判でなく「国民皆に関わるのであれば省令だけで決めるのではなく国会できちんと議論して決めてほしい」という訴えである。もし判決で敗れてもその理由の中の判断にそれが記されたら実質認められたのと同じような意味を持つことになる。
		一審に負けて控訴する場合はどう決めるのか。判決後2週間で決めるのか。	それをまた総代会にするのか理事会で決めるのかということはまだ決めていない。ただ、判決が出て2週間で検討して決めるということではない。様子をずっと組合員に報告しつづけ、判決が出たらどうするかを事前に話し合っておかねばならないはず。それをどんな風にやるかの具体的な検討はまだしていないが、控訴も話し合って決めていくことになる。
		敗訴したら今後様々な費用が託送料金に上積みされていく可能性があるか。	おおいにあると思う。託送料金だけに総括原価方式が残されていく。「必要だった費用を料金でもらっていなかった」という理屈をつけて上積みできると一度味を占めたら繰り返されることでないか。かつては曲りなりにも法律で決められていた。しかし今回の2つの負担金は経済産業省令、大臣の命令で決めた。こんな所にもだんだんと図に乗っていく構図が見えている。
		敗訴した場合この負担金はどうしてゆくのか。	6の⑤を参照。
9 訴訟の態様／帰趨	①	ホワイトボードに書かれている内容を説明してほしい。	裁判の流れを表している。2020年4月に託送料金の損害賠償負担金と廃炉費用負担金上乗せが開始になり、夏か秋に裁判が始まる。裁判は2ヶ月に1回程度開かれ、最高裁までとなると一審は1～2年、二審は半年～1年、最高裁は1年くらいかかり全体では5年くらいとなる。九電に対し託送料金支払いを拒否すると電気供給を止められる危険性もあるので訴訟の間はグリーン・市民電力がその分も含め支払っていく。裁判までに支払ってきた負担金の返還と、提訴後の負担金の支払義務がないこと認めてほしいと訴える。
		裁判はどれくらい時間がかかるのか。一審で何回くらい開かれるのか。	一般的な行政事件では一審で平均1～2年、二審で半年、三審で半年。1回当たりの時間は10～15分。今回、一審でどのくらいの期間をかけて何回くらい開かれるかについては訴訟の進行次第であるがおそらく1年～1年半程ではないか。期日は一般的な裁判であれば月に1回のペースだが今回程度の大きな裁判では準備に時間がかかるため2ヶ月～3ヶ月に1回の頻度で行われると思われる。
		裁判所の場所は選べるのか。	一審は東京か福岡の地方裁判所かを選べる。今回は福岡地方裁判所を考えている。

区分	質問	回答
	④ ①省令で決めているのがおかしいと言いたいのか。②最終法律を通して決めてほしいのか。③争いではないというけれど争いである。	①②「法律を通して」というのはそうだが「そう決めて欲しい」という立場ではない。責任を取るべき者が取り、できないなら正直に言ってもらいたい相談してほしい。その上で法律で決まれば従うという考え方である。これは組合員に報告・相談し了解をもらうグリーンコープの仕組みそのものといえる。③裁判は法律上の争いであり、戦いとは言わないが確かに争いである。ただし、争った者がお互いの存在を認め合わなく全てを認めないとということではない。理事会・職場の中でも色々な意見を出し合って決めていくのと同様であり、総会でも総代会でも皆が自分の意見を出し聞いてどう決めていくか話し合う、それと根本は同じ。
	⑤ 認可申請は理由まで開示されているのか。	国から九電に出される認可証は第三者が見ることが出来ない。詳しいことは書いていないと思われる。そのように情報入手できないことも問題点のひとつである。
	⑥ 負担金が知らないうちに電気料金に含まれるのには納得いかないが、訴え方を聞いて嫌な気分がした。賠償金や負担金がかかる根拠や情報を出させ国民皆が払うべきか・原発は必要か考えさせる裁判となれば勝ちだと思うが、そこに向かわず払う払わないの勝ち負けになってほしくない。	最終的には脱原発や東電解体という方向まで持っていくのが、この裁判だけではそういう司法判断まではしてもらえない。なんとか訴えるに至った疑念や経緯や背景事情を準備書面に盛り込みたい。具体的にどのように盛り込めるかまだ相談できていないが、最終的なグリーンコープの裁判の目的は脱原発である。グリーンコープはいのちが何より大切と考えているが、本当に必要なお金を正しい手続きで決めて皆で出し合って行くことも大切である。組合員にも九電関係者が多いのに裁判をするのか、組合員全員は理解しない中で訴訟するのか、裁判の進め方はこれでよいのか、などたくさんの意見が出される中で、自分達の総意を決められる総代会であることがその中身以上に大切である。 原発の存在に肉薄する裁判でないかもしれないが、それに関わる情報と数字については示すことが出来る。九電・東電・関電3社の70年分の有価証券報告書を全て調べ原価の内訳や託送料金にどれだけ上乗せされているのかというデータを押さえ見えてくるものがあった。九電と関電は役員給与の半額を託送料金に原価算入していたが東電は1円もなかった。普及関係費（広告宣伝費）では九電は20%を託送料金の原価に入れているが東電は2%、関電は7%であった。電力会社がどういう基準と根拠に基づいて託送料金を計算し、国がどういう判断で認可しているのかとても不透明である。それでよいのかという主張ができる。数字上の情報を明らかにする意味でお金の問題は大事である。そもそも電気料金はどのように計算されているのか、このような決め方でよいのかを問う意味もある。勝訴してそれ自体で全国の原発が止まることはないが、国の原発推進政策を変える後押しの一つになると考える。
	⑦ 裁判で問うことは意義があるが払いたくないと誤解される。納得して払いたい原発を止めたいと伝わる表記にしたらどうか。	我々だけが払いたくないと言っているのではないというのは理事会の総意であり、仮に誤解があってもそこから話し合いが始まるといった気持ちの持ちようで良いと考える。総代会議案書にそのように表現している。昨年のつどいや総会、今年のつどいや総会で話題にし説明してきた。広く伝える難しさもあるが、会える人には想いを言葉にのせて伝えていく。機会を重ねながら総代会当日を迎える時間を皆で作ってゆく。
	⑧ 電源開発促進税・使用済燃料再処理等既発電費は訴訟対象にしないのか。	これらが現在、託送料金に含まれていること自体を問う必要はあるが、既にそれらが含まれている内容で契約しているため、法律上問うことの困難さから訴訟対象には含めないと判断している。
	⑨ 電源開発促進税は何故訴えないのか。	同上
	⑩ 小売参入時からの分は対象にしないのか。	同上
	⑪ 省令であってもパブコメを経ていいではないか。	パブコメの意見集約は聞くだけで済まされ答えるのも任意であり、まして意見を受け入れることは殆どなされず、結局、大臣の権限として省令化されるものとなっている。そのようなうわべと形式に終わらせらず、実質的に話し合いのテーブルにのせることが必要と考えた。

各单協託送料金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分	質問	回答
	(12) 裁判内容の詳細を知りたい。	現在検討しているものは総会議案書「(四) また、訴訟を通して法律的な判断を得ることを目指します」を参照願いたい。年内に5人の弁護士と検討を詰めて確定し、来年2月頃に臨時総代会で確認をする予定である。
	(13) 電力会社と国の癒着はどうしようもないのではないか。	どんなこともひとりの人間として問うことが、国や電力会社の責任者にもひとりの人間として考えてもらう契機となり、その向かい合いの中から何かが生まれてくると思う。あきらめない、やり取りの積み重ねによって社会は動いていくと信じている。
	(14) 訴訟のデメリットは何か。	訴訟すること自体で何か後ろ指を差されることはない。もし敗訴となれば、こうした託送料金のあり方が法律上認められることになり、今後それを変えていくことが難しくなるということがある。また、費用だけかかって得るものはなかったという意見をいただくことがあると思う（それ自体ていねいな説明と話し合いを行なうことになる）。
	(15) 国会のように資料の黒塗り許されるのか。	求める資料の個人情報の企業情報があれば黒塗りされる。本質にかかわらない所等であれば、やむを得ない。その情報を出すことで多大な損害が生じるかどうかは裁判所が判断する。
	(16) 少額の支払いを拒んでいると世間に捉えられないようにすべき。	6の⑤を参照。
	(17) 裁判の構成／相手／訴えの内容は。	総会議案書「(四) また、訴訟を通して法律的な判断を得ることを目指します」を参照願いたい。
	(18) 裁判期日はどうやって決まるのか。	1回目は原告と裁判所で協議し、2回目以降は期日当日に被告も含めた三者で協議して決まる。
	(19) 裁判の進行や期日の決まり方を教えてほしい。	同上
	(20) 分社化後は送配電会社との関係になるので発電会社が無関係を主張しないか。	法律上は、分社化される送配電会社を被告とし、発電会社を被告としないので法律上の無関係を主張されても問題はない。そして、内実・実質は分社後もカンパニーとして一体であることは変わりはないので、審理され判決される内実・実質の点で発電会社が無関係であることにはならないと考えている。
21	勝ち目もなく賠償金を払いたくないと批判を受ける。GCが評価される核廃棄物問題の訴訟とすべき。託送料金でやるなら電源…税や使用済…費である。	6の⑤を参照。
22	裁判中の負担金支払いは供託するのか。	供託の手続きは大変煩瑣であり、供託しても大手電力としては「託送料金の支払いをしていない」ことを理由として電線を使用させないことが考えられるため、供託の方法は取らない考え方である。
23	この裁判の進捗はどうやって分かるのか。	グリーンコープのホームページにサイトを設け、即時内容のフォローを行なえるようにしたいと考えている。
24	臨時総代会で裁判するかどうかを決める判断基準はあるか。	提案の説明を聞いて、多額のお金と時間を掛けてでもこの裁判をやりたいと思うかどうかで決めたらよい。

区分	質問	回答
	25 事故の責任がないのにどうして賠償責任を持たないといけないのか。これは違憲訴訟になるのか。	今回は法令違反と併せて憲法41条違反の主張も行う。「今回の省令改正は電気事業法の委任の範囲を超えていたため電気事業法に違反する」という法令違反の主張とともに「電気事業法の委任の範囲を超えた規定を設けるということは省令が実質的な法律制定をすることになるので『国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である』とする憲法41条に違反する」という憲法違反の主張も行う予定である。このことは弁護士の議論が詰められれば最初の訴状案に記す。訴状案は臨時総代会の資料に添付して（回収はする）それも総代に見てもらって決めていくことになる。
	26 今の託送料金に含まれている使用済燃料再処理の費用は裁判で問えないのか。	使用済燃料再処理等既発電費と電源開発促進税という原発費用が今の託送料金に入っている。3年前グリーンコープがはじめて託送料金を調べてみてそれを知った。最初はこれを裁判で問えないかとずい分議論し「おかしい、不当だ」と弁護士と意思一致できたが、裁判では違法が要件となる。この2つはそれぞれの法律で決められていることとそれを含めた託送料金として当初契約を結んだということがあり、これを裁判で問うのは難しいとなった。ただし、背景事情としてこうした不当性を述べ、裁判外ではおかしいとの主張を続けることになる。
	27 国や政府はどんなロジックで負担金を正当だと言ってくるのか、それに対しグリーンコープはどう主張するのか。	今の時点で一つ予測しているのは「2011年の原賠廃炉支援機構法で一般負担金を決めた。2011年以前はその法がなかったから一般負担金もなかった。その『過去分』というのを賠償負担金で決めただけ。その間、国民はみな原発の電気を使っていた。だから負担してもらうのに何の問題もない」と言った理屈である。そうした「一般負担金の過去分」というものは存在していないということを言えないか検討している。 こちらからの主張組立ては「①電気事業法に2つの負担金の上乗せを容認するような規定はない。②省令上、これら負担金は送配電事業の営業費として計上することとされているが、これら負担金を営業費として解釈することは困難である。③省令の規定の仕方からみて今回の2つの負担金の設定は電気事業法からの委任がないのは明らか」ということを根拠に今回の省令改正は電気事業法の委任の範囲を超えているとの主張になろう。
	28 裁判上、署名の効力はあるか。	署名があることで判決が有利になるということはない。しかし裁判外での意義はある。署名は今後共同体で検討される。地方議会への働きかけ等の検討をはじめている単協もある。この問題も裁判も組合員や市民で話し合って、みやざき理事会でいえば自分たちにこんなことはできるかもしくないと相談し、組合員で取組もうとなるのも良いと思う。
	29 仮に他のところでも取組もうとなつたとき、私たちの裁判の決着が出ていたらどうなるか。	結局、組合員主権や国民主権に関わることだと思う。この裁判はグリーンコープ組合員が検討して決める。他の生協や他の所でも同じだろう。つまり、その生協や団体の主権者が話して決めたことが取組まれる必要がある。そして立ち上がるところがあったら、そこで決められた力は大きいものとなる。それが始まるのが私たちの裁判の決着が出た後であっても新しい開始なので手遅れと考えてよいと思う。実際の提訴は今年の秋となり1年では終わらないだろう。高裁、最高裁まで進むと数年となるため、この問題を考えようとする所がでてきたときに結論が出てしまっているということは考えにくいと思う。
	30 省令の認可にはどれくらい時間がかかるのか。	早ければ1か月でも認可が下りるらしいが半年位までの幅ではないかと思われる。
	31 福岡の裁判で全国的な認知がされ広がっていくことになるのだろうか。	総代会と総会で裁判をすると決まつたら全国の新電力・生協・新聞社2,000社にこの問題について知らせていくことになる。それぞれがそれを見て自分たちも考えたいとなつたら連絡をもらうようにする。私たちが私たちの裁判のために誰かを巻き込むという発想ではなく、それぞれが主体的に検討し、生協であれば組合員検討をしてもらって自分の地でやりたいとなつたら、それは大きな力として広がりとなろう。 この裁判をグリーンコープだけでなく他の新電力も一緒になってやるかという点は当然検討してきた。検討したうえで裁判のスピードや意思調整という観点から、まずは私たちのみで行うのが良いと判断した。しかし、この裁判が広がっていくことはとても大きな力になるので広報は大切。

各单協託送金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分		質問	回答
		32 裁判で勝ちにせよ負けにせよ判決が出た後をどう考えているのか。どんなことがあるのか、するのか。	二つの点で説明する。まず根元に脱原発という願いがある。その取組みのベースの上に裁判がある。裁判とその結果だけが取組みではない。裁判で直接問う2つの負担金の違法性に加えて、分かってきた原発費用の負担の問題等を裁判中も裁判後も社会的に明らかにしていく。次に、裁判に勝った場合は賠償や廃炉の費用をどうしていくかという問題が、例えば法律案で国民議論になっていく。その際、私たちはどんな法案にしていくのか、出てくる法案は適切かどうか等を議論していくことになる。負けた場合には2つの負担金の違法を問うことは出来なくなるが、その他の費用はどうなのか、今後こうした負担金がまた作られて良いのか、原発をこのような形で続けてよいのかという問い合わせを発信していくことになる。
		33 弁護団はどういった構成で行政訴訟の経験者はいるのか。	3名はグリーンコープの顧問や法務部の弁護士である。2名は東京で、東電福島第一原発事故後の日本弁護士連合会の委員としてその被害報告をした方である。行政訴訟の経験者はいる。
		34 九州電力相手での不当利得とは何か。	実際に2つの負担金の徴収が始まった際にそれを払わなければ契約上の不都合が生じることもあるので払いながらそれを不当だと主張していくことになる。その払った分が不当利得である。
10	裁判官の選択	① こうした問題を真剣に考えてくれる裁判官もいると思うが選べないのか。	私たちが、担当する裁判官を選ぶことはできない。また、裁判官は公務員なので異動があり、仮にこの人を選べても途中で変わることもある。
		② 裁判官を指名することはできるか。	裁判官の指名はできない。訴状を提出すると機械的に配転されていくのでどの裁判官に当たるのかはわからない。
		③ 裁判官は選べないのか。	福岡地裁は民事第一部から第六部まであり、訴訟受付順に担当する部が配転していくので、選べない。
		④ 裁判員裁判にして市民の声を反映できないのか。	裁判員裁判は刑事事件を扱うものなので、今回の行政訴訟や民事訴訟の対象外である。
11	負担金	① 2020年からの託送料金値上げ額はいくらか。九電も市民電力も同じか。	賠償負担金は2.4兆円を国民全員で割り1Kwh当たり0.07円で平均月額18円と言われている。廃炉円滑化負担金は仕組みだけ決まっていて金額は未定、廃炉を決める毎に上乗せされる。国民が分からぬ微妙に少ない金額が上乗せされ、原発費用が足りなくなる毎にまた微妙な金額を上乗せし、その繰り返しが行なわれると思われる。託送料金は九電の場合8円30銭×使用電力量で、そうした額は会社毎に違うが今回の上乗せ自体はどこも同じである。
		② 上乗せされる金額はおよそどれくらいか。	(①を参照)。大きな個人負担ではなく、この程度であればやむを得ないと感じる金額にしてあり、これも狙いではないか。国民が黙っていると数年後には次々と上乗せされるかもしれない、このままでは良くない。
		③ 今回の負担金で上乗せされる額は分かっているのか。	賠償負担金額は示されている。その額の算定自体が根拠不明であるということになるが総額2.4兆円とされている。これを40年かけて国民から取るという説明。1ヶ月の料金で言えば平均的な家庭(260kwh使用)で18円。決して多額でなく気がつかないか気がついてもまあ良いかという額である。そして40年間回収が続くとされる。廃炉円滑化負担金の方は廃炉に幾らかかるか自体が不明。原発ごとに廃炉が決まって、幾らお金が足りないと計算され負担金が決められていくのであろうと思われる。
		④ 各負担金の額は各社一律か。	全国一律だが、沖縄電力は原発を使用していないので負担金は徴収しないとされている。
		⑤ 原発を持たない沖縄電力はどうなるのか。	賠償負担金も廃炉円滑化負担金も沖縄電力は含まれない。
		⑥ 原発のない電力会社もか。持たなければ請求に含まれないか。	沖縄電力は原発を持っていないので、そのエリア内では請求に含まれない。

区分	質問	回答
	(⑦) 廃炉円滑化負担金は福島だけのものか。	全国に今ある原発で、これから廃炉を決める原発が対象となる。一方、すでに廃炉が決まっている東電福島第一原発や中部電力浜岡原発1・2号機は対象とせず、廃炉する東電や中部電力が積立金等によって行なう。
	(⑧) 電線使用料だけは払うということか。負担金が託送料金に占める割合は。	賠償負担金は総額2.4兆円で割合として1kwh当たり0.07円と決定していて、平均的に月18円ほどとされる。託送料金は2,000円から4,000円くらい払っているうちの10数円負担することになる。廃炉円滑化負担金は今の時点ではどれくらいかかるか明らかにならぬため金額は示されていない。負担する金額は少ないと広く国民が負担することの問題を問うている。廃炉費用は大きく上乗せすると国民から文句が出るのでそうならないよう10円から20円程度上げるのではないか。それで文句がでなければ更に上乗せがエスカレートしていくゆく危険性は十分にある。
	(⑨) 託送料金とだけまとめず電気料金の3分の1がどのくらいか明細に書いてほしい。	国の方針には明記するようになつていてグリーン・市民電力は託送料金の明細をきちんと書いている。大手電力もそうすべきである。賠償負担金は表記義務があるため表示されると思われるがその保証はない。今私たちが動かないと、例えば電源開発促進税も明記するようになつた国の指針があつても明記されてない。動くとメディアも注目する。託送料金の仕組みや書き方がおかしいと声をあげれば裁判の勝ち負けに関わらず、託送料金のあり方が変わっていくかもしれない。
	(⑩) 2020年に上乗せされる分はどうやって算出するのか。	賠償負担金は「福島の賠償費用増加に対処するためだ」というと東電の責任が問われるので公式にはそのように説明されてない。2011年の事故前に積み立てておくべきだったが積み立ててこなかつた賠償費用の過去分という名目で計算され、それが3.6兆円あり、2020年までに電気料金として徴収される1.2兆円を控除して2.4兆円となる、とされている。算出すると一人当たり0.07円/kwhで260kw使用する標準家庭だと月額18円である。グリーン・市民電力全体で月平均16万円、年210万円となる。廃炉円滑化負担金は仕組みも金額もまだ白紙の状態で廃炉が決まったときにわかるようだ。
	(⑪) 負担金を払わないことに納得できない。事故が起きてその賠償費用が不足しているから集めようとしているということが原発推進に繋がるという根拠は何か。	事故を起こしたら当事者が責任をとるのが原則であるにも関わらず、事業者が本来負担すべき賠償金を国民が負うことになり、事業者は負担しなくともよくなる2.4兆円分を原発の維持や開発など他の用途に向けることができる。東京電力一社が負担するのは大変だから国民が負担すべきというルールは事故を起こした者の優遇と原発推進に繋がる。廃炉についても同じことが言える。一方、意見のとおり、賠償や廃炉のお金が準備されておらず、それを放置しておけば被災された方は困り廃炉も進まない。したがって、たとえどれだけ批判をしても、その費用をどうして作るかを考えることは必要である。たとえば消費税もそうだが将来のために皆で負担しようと国会の法律で決めることはある。そう決まつたら国民の義務として支払うということはある。しかし、そのようにされず密室的に省令のみで決められるとすればどうだろうか、おかしいのではないか。その他にも原発廃炉後の放射性廃棄物処理にもの凄い費用が掛ることになるがやはり準備されていないと見える。今回声をあげなかつたら経産省はその費用も徴収できる仕組みを作り、原発事業者を優遇し、今後も原発を維持できるようにしていくのではないかと考えている。
	(⑫) 賠償費用の標準家庭月額18円は電気使用量によって変わるのか。	使用量によって変わる。
	(⑬) 身内が廃炉に従事。法律で決まれば支払うのか。	6の⑤を参照。
	(⑭) 大手電力会社は負担金上乗せを拒否できるか。	中国電力に「会社が払わないと判断した時、この省令に反することは出来るのか」と尋ねたところ、絶対にだめだとはならないのではないかと応答された。経済産業省にも尋ねてみたいと思う。非常に大切な問い合わせている。
	(⑮) 国の認可取消が成功した時点で負担金はなくなるのか。	決まりの上ではそうなる。ただし、国相手の認可取消しだけが認められるほど容易な訴訟ではないと考えている。

区分	質問	回答
	(16) 賠償負担金が徴収され始めたら一般負担金は無くなるのか。	経済産業省に尋ねたところ無くならないということだった。これまでに積み増しての徴収となる。
	(17) 二つの負担金を託送料金に上乗せする根拠は何か。なぜ原発の電気を使いたくないという新電力の利用者から徴収するのか。	それが今回の訴訟で訴える中心点である。国の理屈は「今、新電力を使っている人もある事故の時までは原発でできた大手電力会社の電気を使っていたのだからその分は負担してもらう。それを『過去分』といい、その利用者からもらうには、新電力が大手電力に払う託送料金の中に含めれば徴収できるようになるから」というもので、おかしい。更にずっと調べてきてこの「過去分」とはそもそもこの世に存在しなかったものを理屈として作りあげた代物だと分かってきた。一般負担金がすでに「過去分」であったのにそれでも賠償費用として不足するに分かったら、あたかも「過去分」をもらってなかったと言葉を作り出してきている。この問題を調べ始めてきてからおかしいということが沢山見えてきた。ただ、法律は「おかしい」というのと「違法」というのが直結していないので、おかしなことをどうやって違法なものとして訴えていいけるか議論し訴状にしていく。
	(18) 東電が事故を起こしたのになぜ九電がお金を出すのか。勝訴した場合は賠償費用を別の財源から持ってきて堂々と電気料金で徴収してきたりするようになるのか。	今回、たまたま東電が事故を起こしたがどの会社にも可能性はあるのだから相互扶助でお金も協力しましょう、という考え方でなされている。勝った場合も賠償費用はどこかでつくらないといけない。どれだけ批判しようと現に被害を受けている人へのお金は必要になる。訴訟を通して国や電力会社の責任を問い合わせ、その責任が果たされ、情報が国民みなに示され、そのうえでこのお金はどうするかがきちんと出され法律で決められれば、きっと私たちはそうしようとなると思う。
	(19) 託送料金中に2つの負担金を乗せないでほしいと経済産業省や九電に言えないのか。	これまでに経済産業省や九電ほかの大手電力に申し入れて話し合いも幾度か持っているが「省令で決めたことは変えない」と答えられている。先週も組合員代表と委員会メンバーで経済産業省に行ったが同じ答えだった。とても長い記録だがこの様子は議案書の別冊資料に載せてあるので見てほしい。これまで（これは法律で決まったものだが）一般負担金という賠償に充てる負担金を全国の大手電力が東京電力に協力すると決められていて、それを中国電力と北陸電力は電気利用者に請求せず会社が負担している。今回、賠償負担金を大手電力が自社の判断で国民の負担とせず会社が負担する自由はあるかも尋ねたが、その自由はないということだった。よって電力会社には改めて託送料金の値上げをしないよう要請していくいか考えている。
	(20) 4月から総括原価方式がなくなりインセンティブ制度で電力会社が料金を決めるとき託送料金には総括原価方式が残るのか。	そのとおり。今年の4月の電力全面自由化で大手電力会社は発電・送配電・小売の3社に法的に分割される。電気料金は発電部分でこれまでの総括原価方式ではなくなる。他方、電線使用料である託送料金は送配電部分で自由化されない。それで託送料金はこれまでと同じ総括原価方式で算定される。こうしたことから原発のこれから費用を託送料金を使って賄っていこうと国は発想していると思う。
21	廃炉費用は中国電力利用者の料金に上乗せになるのか。	中国電力の発電所ならそうである。中国電力は島根1号基の廃炉が決まっているので、その見積もり費用で積立分に足りていない額が廃炉負担金として決められていくのだと思う。
22	4月から託送料金はどのくらい上がるのか。	賠償負担金は「総額2.4兆円、40年かけて国民から徴収する」と決められている。平均的な一世帯当たりでいうと月額18円という額である。廃炉円滑化負担金は白紙で額は決まっていない。

各单協託送金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分		質問	回答
12 訴訟への不安	①	託送料金を支払わなければ送電を止められてしまうのではないか。	数ヶ月電気料金を支払わなければ電気は止められてしまうのでグリーン・市民電力の経費で負担し、その間支払った託送料金の一部の返還を求めるのが1本目の請求。併せて今後も払う必要はないとの請求も起こす。裁判に負けてしまった場合、グリーン・市民電力から組合員に対し過去分を支払ってくださいとは言えないで徴収はしない。裁判は3年～5、6年かかることもあるのでその場合はグリーン・市民電力の負担金が大きくなっていく。
	②	G Cが社会から圧力を受け潰されたり生産者が困ったりしないか。	悪いことをしているわけではないので圧力を受けるとは考え難い。しかしS N Sで攻撃する人はいるかもしれない。学習会の中で組合員からのS N Sの発信や集会参加・呼びかけなどを願っているが、自分のできることをできる範囲で行ってほしいとの趣旨である。昔は生協は実はある政党だと批判されたり、妨害されたりした時代もあった。 Chernobyl事故後グリーンコープが原発推進政策に反対したとき九電の家族が脱退したことがあったかもしれない。しかし、社会も成熟てきて今は脱原発だからということで忌避したり離れたりすることはなくなった。それと同じでないだろうか。裁判はインパクトがあるので圧力を受けることはゼロではないと思うが人を信じたい。取引している生産者などに圧力がかかるようなことはないと考える。
	③	裁判は生協イメージを悪くしないか。組織停滞に影響しないか。	それは無いと思われる。むしろ、社会的にこうした問題を組合員で討議して声をあげていくことを評価する人たちが増えている。
	④	裁判がグリーンコープを孤立させないか。	同上
	⑤	国民の関心がオリンピックについて報道に取り上げられにくいのではないか。多額の費用をかけて組合員でも関心をもっている方は一部という状況で国民に関心を持つてもらえるのか心配。	ハドルは高いと言われているが、3年間全力で調べてきて、知った人はおかしいというこのことについて皆のお金と時間を使って取り組んできており勝つ前提でいる。国に対する取り消し訴訟は期間制限があり、認可決定を受けてから6ヶ月以内に提起しないと訴えられなくなる。認可は来年4月前になるのでそれから6ヶ月以内であることが必要。今回、国に対する訴訟は資料も莫大で法律関係も情報整理が非常に大変で、1週間2週間で訴状を作れるほど簡単でなく数ヶ月はかかるのでどんなに急いでも夏から秋になる。時期が悪いという意見があったということを検討するが、今はこの時期と考えている。
	⑥	マスコミは正しく情報が伝わるよう報道してくれるだろうか。	そのように努力していきたい。マスコミに携わる人へもひとりの人間として情報を届け、会話し、その人たちがひとりの人間として報道を考えていけるような関係づくりに臨む。
	⑦	電力会社の家族である組合員への対応はどうすればよいか。	いわば「100円のうち2円分が納得できない」と争うことであり、仇のように戦うというわけではない。とはいっても訴えられると脱退する人や委員を辞める人が出るかもしれない。その上で、「九電に勤めているご主人の奥さん」ではなく「グリーンコープの組合員である〇〇さん」として全ての組合員と関係していくと考える。もちろん、その気持ちが通じるかどうかわからなが、少なくとも組合員と会話するとき私たち自身はそう思って会話をていきたい。30年前脱原発運動を嫌って脱退した人もいたかもしれないが、その後の30年で脱退したり加入を躊躇したりしたということは無い。反対されると苦しくなるが、自分と違う意見こそ大切であり聞く姿勢を大事にして会話を重ねていくことが良い。どこへ行っても九電を訴訟相手にしたくないとの声はある。裁判となれば一時的に前述の様な現象が起こるかもしれないが、長く続くことではない。託送料金支払い拒否という裁判になるのでどうしても九電が被告になる。国に対してだけ訴えると託送料金の違法性を問わずに終わってしまう可能性があり、訴訟した意味がなくなる。それを防ぐためにも九電を被告にすることはこの訴訟に不可欠である。

各单協託送金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分	質問	回答
	(8) 九電関係の組合員に対しどんな話ができるのか。どう思われているのか。	学習会では「九電を仇のように訴えるのではなく、例えば託送金100円のうち95円までは納得できるが5円は納得できない。だから5円は払いたくない。それを認めてもらうという裁判」と話してきた。これは大切な<クスリ>のやうなものでいつも心に置いておくべきことである。同時に、九電を相手に裁判をすればそのこと自体が九電にとって意味するものもあり、九電関係者のいる組合員と昨日まで友人であっても決別となることもありえる。それは覚悟しておかないといけないとも言える。 組合員はひとりの人間で○○さんであって九電に勤める◎◎さんの奥さん／お母さん／身内などではない、だから（勿論相手あってのことであり思うようにいかない現実もきっとあることも前提として）グリーンコープではできうる限り○○さんと△△さんとの組合員同士の関係であることを目指して一歩ずつ歩んでいきたい、これが最終心に置いておくべきことである。 以前、政事が生協を支配しているという認識から警察官や自衛隊員の家族は組合員になれない／ならない／脱退するといった風景がグリーンコープの前身生協でも見られたが今はほとんど無い。グリーンコープは脱原発を掲げたが、そのことで組合員になれない／ならない／脱退するという九電関係者のいる組合員は今は殆どいないようと思うがどうか。訴訟を九電に起こすと組合員になれない／ならない／脱退するという方はいるかもしれない。でも、いつかその風景も無くしていけるように思えるし、また無くしていきたい垣根でないかと思う。組合員がひとりの女性／ひとりの母親／ひとりの人間であることによって、理事や委員がひとりの組合員として存在することができていく土壌となると思うからである。相手がそう思えない現実が仮に生じたとしても私たち自身はそう思うことは出来るし、そう願うからである。
	(9) 九電の組合員との関係はどうなっているか。	同上
	(10) 今回の訴訟は脱原発のためのものだが、組合員皆が脱原発ではなく原発反対の人だけで決めて良いのか。	私見だが、良いと思う。グリーンコープは理事長に偉い人がなるのでなくて良い、理事はひとりの女性／母親／人間であるようにしようとしている。ひとりの組合員であろうとしている。組合員にはたくさんの考えがある。総代はその縮図でたくさんの中意見がある。その意見交換で自分たちはどうしたいかをその時決めていくと考えたらよい。今年6月のふくおか総代会はそうした場だった。総代どうしが議論し、それぞれが自分の気持ちで採決に手を上げ、反対と保留も沢山出て、自分たちが決めていくという、とても良い総代会だった。
	(11) もし九電の原発事故だったら我々はどうしただろう。裁判を起こしたら被害者に冷たいと言われないか、沢山支援しているのに誤解されないか、広報の仕方を考えたい。	どこの誰が起こした事故であっても同じように考えたのではなかったかと思う。理事会で組合員がどう思うかを出し合って方向を話し合って決めていくことになる。私たちが2つの負担金は納得できないので払わないといっているのは、困っている人への支援をしないと言っているのではない。きちんと責任と情報が示されて国会で十分な議論がなされ、その上で法律として定められたのならば何の疑問も感じていなかつた。しかしそうではなく、十分な説明もなく「払いなさい」ということだけが一方的に決められていく、そのやり方がおかしいと考えている。広報や情報発信の時にはグリーンコープがお金目的で裁判をしていると誤解されないよう注意する。
13 広報／周知活動	(1) アンケート結果をみるとでんき事業自体を知らない組合員もいる。機関紙で知らせていると言うが周知されていない。どうやって知らせていくのか。	損害賠償や廃炉の費用が託送金に含まれている事がおかしいということを認めさせたいというのがベースである。託送金はグリーン・市民電力に関わらず皆が同じように支払っている合理的でよい制度なので大事にして主旨通りの料金制度になってほしいが、原発の費用がこの託送金の仕組みを悪用してどんどん国民負担になっていくのはグリーン・市民電力契約者に限らず電気を使っている全ての人にとっての課題である。原発をなくす根本にあるのは、自分たちの知らないところで決まってゆくことをやめさせたいということ。様々な意見がある中で皆で話し合って最終決める、グリーンコープ以外の国民もそうなってほしい。365日話しあうことは出来ないが福島の賠償費用は準備しないといけないのでどこかで誰かがつくらないといけないが、それが身勝手な決められ方で負担せられるのはおかしいということを伝えていけるようにしたい。出会えた人と会話をしていくことが一番と考える。

各单協託送金訴訟学習会でのQ&A(19年1月～20年2月)

2020/3/6

区分	質問	回答
	② 理解していない人は多く想いだけで通ずるものでもなく皆で話し合えばいいというものでもない。機関紙でも伝わらない。周知をどうするのか。	全組合員に裁判の説明をするのは現実的に不可能であるが出来る限り多くの方にきちんと伝える。今までも説明会を開き、伝えてきている。一人ひとりへ話すと説得することにもなるので組合員が周りの組合員へ伝えてもらえると有難い。不明なことは何でもどんどん聞いてほしい。裁判にしたいのかしたくないのか、組合員の意思・気持ちを大事にしたい。それでも理解してもらえないことがあればやむを得ない。分っている組合員ばかりではなく、分っていない人も含めて自分の気持ちを出し合ってほしい。心配する方もいるがやろうという人もいる。そのままにしていいことではなく、皆が話し合って最終総代会で決めればよい。
	③ 裁判直前に再度総代会を開くのか。	2019年4月開催の第12回託送金検討委員会において、5人の弁護士の間で訴状や費用の詰めの議論に向かう基本線が一致できた。今後更に詰めて年内に確定に向かう。それを受け5月の理事会で、来年2月に臨時総代会を開いて組合員として最終確認していくことにした。
	④ 学習できることを伝える良い方法はないか。	一番良いのは、「覚えようとして覚えたことを伝えなければならないと考えない」ことである。そうすることは苦痛であり伝えられる方も嫌に思う。そうではなく、自分の心の中に思ったことがあつたらそれを伝え、聞いた相手の意見を聞かせてもらい、そうして会話が一步進んだら一番よく伝わったことになる。
	⑤ 多くの人と議論したいがどうしたらよいか。	同上
	⑥ 限られた時間ではロープレが有効か。	同上
	⑦ 短い時間で伝える適当な方法はないか。	同上
	⑧ 裁判まで時間は少なく検討が間に合わない。	「説得しよう」「納得させよう」と考えず、出会う組合員や総代の皆と「自分はこう思う」「貴方はどう思うか」と会話して、皆がこう思うというその場その場でのまとめを積み重ねていくことだと思う。
	⑨ 国が絡むことで他から声がない。どう取り組むか。	私たちは今回提案しているように、相手に国がからんでいても皆で話しあっておかしいと思い、やれると思うことをやろうと考えた。
	⑩ 殆どの市民は知らず、これでよいのか。	今こうして私たちが討論していることが基礎となって、もし裁判となったら多くの市民にこの問題を伝えていくことにつながる。
	⑪ 時間も金も掛る裁判は広く訴える方法として新聞TVより有効か。	判決結果はもちろんだが、その審理の経過の中で、私たちは原発の安全性・必要性・真のコストなどあらゆる点での問題を提起したいと考えているので、そうしたこと多くの国民に伝えていける場となると思う。そして、そのようなことが報道されるなら社会的な意義が出てくると考える。
	⑫ マスコミに対しては具体的にどのような手を考えているのか。	関心を寄せててくれる記者が現在3社いる。今は常時この情報を届けている段階だが、勿論、記者自身が報道しようと思うことが大切である。

区分		質問	回答
		私たちが裁判に 関してやっては いけないことは あるか。 ⑬	今回の裁判の件を発信する際は「私たちはお金を目的にやってるのではない。國の手続きがおかしく、そこに疑問を持っているのでこの裁判を行っている」ということが伝わるように注意してほしい。そうしなければグリーンコープがお金目的でこの裁判を起こしているとの誤解を招きかねない。 ほとんどの裁判期日は短時間で終わってしまうので傍聴に来ても拍子抜けしてしまうことがあるが、弁護士から内容や争点を詳細に説明する集会を開く予定なので傍聴に来る意味はある。また、裁判官のちょっとした仕草や言動で裁判官の訴訟に対する考え方（興味を持っているのかいないのか、どの点に関心を持っているのか等）が感じられるので、それを知るうえでも傍聴する価値はあると思う。今回含めて事故賠償や廃炉のあり方や責任を事業者や国に厳しく問うが、一方でこのお金が準備されていない事実がある。事故対処費用は当初10兆円が今は22兆円と言われ70兆円になるという研究も出ている。それらは準備しないと賠償は見捨てられ廃炉もできないとなりかねない。それはあってはならず、当事者に明確に責任を取ってもらって情報も全て明らかにされた後は、今を生きる国民の一人ひとりとしてどうしていくか電気をどうしていくかを考えよう、という呼びかけとなると話している。
		本当に情報公開 がされていな い。気づいてい る人達の声が何 故大きくな らないのだろ うか。 ⑭	気づきをもっている新電力事業者や研究者や報道関係者はいる。龍谷大の大島教授もその一人で「グリーンコープがこの問題をがんばっている」と発信をしてい ると聞いた。思ったことを行動にしていくのは大変なことでもある。そうした人々 たちが立ち上がる様子とともに思ってがんばっていく意味があると思う。
14 議会／ 審議会	①	省令検討の場に 国会議員は参加 しないのか。議 事録はないの か。	議員が参加する場合もしない場合もある。今回の経産省令については議員が入っ ていたとの情報はなく、メンバーの中に議員がいたかどうかは承知していない。 学識経験者などが入り4回検討して省令決定していく、その議事録を見てのお尋 ねや回答になっている。
	②	省令で決まった のになぜ国会で 取り上げられな いのか。	国会議員がこの問題に気づいていないか、気づいていても「まあいいか」という 気持ちなのではないか。問題意識を持っている議員もいるが具体的には動こうと していないので働きかけも必要だと考えている。
	③	国会での論議は どうなっている のか。反応はあ るのか。	この問題がこれまで国会で討議された経過はない。少なくともそれは問題と考え る。
	④	原発推進議員を 選んでいるのは 国民。負担責任 があるのでは。	もし国会で議論され法律としてきちんと決まった場合はそうだと言えるが、これま ではそれがされていないので、この取組みはそのようにあるべきだということを伝 える意味もある。
	⑤	経産省の決定に 国会議員は関 わっていないの か。	これまでそのような関わりがあったことは聞いたことはない。
	⑥	原発反対の議員 に山口県選出者 はいるか。	承知していない。組合員から一人一人の議員に尋ねてみると良いと思う。
	⑦	経産省はいつ決 めたのか。	この決定は2017年2月に省内のまとめがされ、同年10月に省令が改訂され ている。
	⑧	国がここまで原 発を優遇するの は何故か。	権益と利益の頑丈な絡み合いと思う。
	⑨	国会議員の中 で論議はあったの か	これまでそのような議論があったことは聞いていない。

区分		質問	回答
		電力システム改革貫徹のための政策小委員会の検討はどんなものだったのか。 ⑩	委員数は10名強だったと思う。委員会は全部で5回開催され「中間とりまとめ」がまとめられた。委員会の下にはワーキンググループが設置されて個別課題が検討された。経済産業省のHPから資料をたどると議事を閲覧できる。「原発を使わない事業者に負担を強いるのは公平性を欠く」「原子力事業者は売電収入に加えて託送料金で回収した償却見合いの費用も入ることになり競争優位になりおかしい」「費用を託送料金に入れると国民負担が明確でなくなってしまう」「今後何十年もの期間をかけて国民全体で克服しなければならない大きな課題をほんの数ヶ月で有識者だけの議論でまとめるべきではない」など4割ほどは何らかの反対があった印象だが結論に活かされることなく終了している。
15 提訴の契機／理由	①	裁判のそもそものきっかけは。	本質的にグリーンコープは情報公開を一番大事にして、食べものの中身を自分たちで調べるようとすることと同様に考えた。託送料金のどんぶり勘定的な在り方がいけないと考えたことが契機である。
	②	TVでも報道されない事をなぜやるのか。	費用負担する人が知らないうちに誰かが決めることが最もいけないことである。むしろ権力を持っている側がTV等で賠償金として必要になる費用、全国の原発を廃炉にするのに必要な費用がどれだけ掛りかかり、それを皆で負担してほしいと説明すべきであると考えている。当初12兆円とされていたが50～80兆円かかると言われており最終いくらかかるか誰も分かっていない。国民の前に「福島の事故への賠償は滞り廃炉も見通しが立たないので事業者はここまで責任を果たすが最終不足する」と情報と明細を出して提案がなされれば議論し、いい悪いでなく決まつたら支払うとなるのであればよい。消費税が国会で議論されて決定されることと同じ。そのようなことをマスコミも伝えてほしいし、たくさんの人が考えていくきっかけになれば良いと考えている。
	③	賠償費用や使用済燃料再処理費用を払っていることを知らなかつた。分かつた経緯を教えてほしい。	食べものの原料を調べるのと同じ感覚で、電気料金の中に託送料金があることを知ってそれを調べていって分かった。最初に使用済燃料再処理等既発電費と電源開発促進税という原発推進費用が入っていることに気がつき、理事会でこれはおかしいと話し始めた。弁護士からは法律で決まっているのでおかしくても法律上は問えないと言われた。そうしたところ、今度は法律で決めることもなく賠償負担金と廃炉円滑化負担金が載せられることが分かり、それは是非止めたいと考えた。
	④	提訴することの意味が掴めていなかった。05年には法律で決めたのに今回は省令で決めようとしていることが論点と理解していいか。	そのとおりである。
	⑤	託送料金に原発費用が含まれているから訴訟しようとしているが過去原発の電気を使ってきたのに支払わないというのはどうなのか。	それこそを、これから組合員間で話し合っていくとしてはどうだろうか。例えばある単協では「自分は理事会の提案に反対である。なぜかといえば賠償負担金を払いたいからだ。決められた経緯はおかしくても自分は福島で苦しんでいる人を支えたいのだ」という意見があった。色々な考え方を出し合って自分たちの生協の進む道を一つずつ決めていけば良い答えが出てくると思う。訴訟を提訴する最大の意味も原発や費用の問題、これから電気やエネルギーのことを、あの未曾有の事故を目にした私たち国民がよく知って話し合っていくようにしたいということにある。
16 訴訟の法的構成(1件の長文質問)	①	質問1、この省令に法的な根拠がないことなら罰則や義務や国民の権利の制限規定は特にないことになるのではないか。	(質問1及び2) 資料でいただいた医薬品ネット販売規制最高裁判決では「医薬品のネット販売を規制する厚生労働省令（薬事法施行規則）は、薬事法の趣旨に適合せず、同法による委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である」との判断がなされた。今回の訴訟でも医薬品ネット販売規制最高裁判決と同様に、省令（電気事業法に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令。以下、「省令」と言う。）が電気事業法の趣旨目的に適合せず、同法（電気事業法）による委任の範囲を逸脱した違法なものであり無効であるとの主張を行うことになる。

区分	質問	回答
	<p>② 質問2、上記を前提にすると国民は託送料金に含まれる負担金の部分を支払う義務はないということになるか。</p>	<p>今回の省令が法律の委任の範囲を超えたものであり無効との判断がなされれば、九電はグリーン・市民電力に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せて請求する根拠がなくなるため、これらの費用を請求することができなくなる。したがって、グリーン・市民電力は託送料金に含まれる賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払う義務がなくなる。</p> <p>「省令には罰則や義務や国民の権利制限規定は特にない」について省令の効力に関してはそのとおりである。そして、それを国は逆手に取って「国民（電気利用者）に払えとは言っていない」などと言うだろう。しかし、実態として新電力事業者はほとんどそれを電気料金に転嫁せざるを得なくなる。ここに、実に悪賢い省令の悪利用の本質がある。したがって「国民には支払う義務はない」と言うだけでは何も解決できないことになる。</p>
	<p>③ 質問3、託送料金は不払いでも根拠になる法律がないので電力会社は電気供給を止められないのではないか。</p>	<p>(質問3及び4) 九電はグリーン・市民電力との間で電力供給に関する契約をしている。そのため、グリーン・市民電力がその代金を一部でも支払わなかつた場合、九電は前記契約に基づいて電気を止めることができる。ただし、実際には上記契約では連帯債務者がいるため、仮にグリーン・市民電力がその代金を支払わなかつた場合には、他の連帯債務者が代わりに支払いをすることと思われる。</p> <p>もっとも、今回の省令が法律の委任の範囲を超えたものであり無効との判断がなされれば、九電はグリーン・市民電力に請求する根拠がなくなるので、その後、グリーン・市民電力が託送料金に含まれる賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払わなくとも電気は止められない。少なくとも国や九電は「省令が適法であり根拠となる法律もある」と考えており、裁判をして我々の訴えが認められるまでは自身の考えを変えないと思われるため、裁判をせずに託送料金の支払いを拒否した場合、直ちに揉めることが予想される。</p>
	<p>④ 質問4、そうであれば単に託送料金の一部支払いを拒否し電力会社と揉めた時に裁判すればよい。</p>	
	<p>⑤ 質問5、医薬品ネット販売規制に対する最高裁判例では裁判によって託送料金の料金体系を変えさせることはできないが当事者だけが支払い義務を負わなくなると考えてよいか。お金をかけてまで裁判する事が妥当か疑問。</p>	<p>(質問5) ご指摘のとおり、裁判の効力はその当事者（原告と被告）にしか及ばないのが原則。したがって、今回の省令が違法であるとの判決が出たとしても、それはグリーン・市民電力と九電との間だけの話であり、他の電力会社にはその効力が及ばない。もっとも、我が国では司法の判断が相応に尊重されており、仮に今回の省令が法の委任の範囲を超える違法であるとの判断がなされれば、（訴訟当事者となっていなくても）他の電力会社も当然に今回の判決結果に基づく対応をすることが予想される。また、国会についても同様であり、直ちに法改正の手続き若しくは省令の改正の手続きをするものと思われる。</p>
17	Gでんきの長所	<p>① Gでんきを利用したら何に繋がるのか。</p> <p>原発を無くしていく社会をつくる市民の生活に根ざす運動につながるを考えている。</p> <p>② 原発をなくしたい想い以外に利点はないか。</p> <p>グリーンコープの食べ物の運動と同様で、利用することを通して考えていくこと、何かを生み出すことにつながると考えている。</p> <p>③ 賃貸やオール電化住宅へアップロードできないか。</p> <p>グリーン・市民電力としてグリーンコープでんきに取組んで3年を経て創業期を無事終えた。今後、第2期としてこれらへのアプローチをどうできるか組合員検討に入っている。ともにその検討に参加をお願いする。</p> <p>④ ソーラーパネルを付ける新築にどう声をかけるか。</p> <p>同上</p>
18	その他	<p>① チェルノブイリの避難の権利基準を再確認したい。</p> <p>チェルノブイリ法では「空間放射線量が年間1ミリシーベルト以上ある地域の人たちには避難の権利がある。5ミリシーベルトを超えたら避難の義務がある」とされている。※一方、日本の福島では年間20ミリシーベルト以下になつたら避難の解除とされ様々な補償や支援が打ち切られる。たいへんな違いである。今後、この問題も考えていく必要があるのでないかと思っている。</p>

区分	質問	回答
	② 今回の様に省令で決まることは多いのか。	省令で物事を決めていくことは他にも多々あるようである。ただし、その前提にはつねに基本的な法律での決定がされている。
	③ 電気料金に電力会社が払う税金は含まれていいのか。	おかしいと思う。ただ、それがこれまでの総括原価方式（かかる費用全てと予め計算した利潤を足して料金とするという考え方）の姿だった。戦争の後、社会を復興させる中で電気を扱う会社の経営を安定保護する意味はあったとも思うがいつか無くなるべきものだった。ようやく2020年の電気全面自由化をもって電気料金の仕組みからこれが無くなるのだが、託送料金にはこの考えが依然として残される。今回問題にする2つの負担金もそれに依拠するように決定されたと考えている。
	④ 九電は質問にどう回答しているのか。	基本的に「省令に従うだけです」との応答である。なお、関西電力や中国電力も含め、電力会社の応答は「共生の時代」等で組合員に伝えていくようとする。
	⑤ 火力発電をはじめ原発以外の削減状況はどうか。	国全体の様子としては、石炭火力については新設を止める方向が確立していく動きである。その他については特に方針は示されていない。
	⑥ 耐用年数を過ぎたパネルの処理は原発の二の舞にならないのか。	グリーンコープの基本的考えは、自然エネルギー発電所が環境破壊にならないことと地元住民の理解を得ることであり、廃棄の際にも同様に進める。そうしたことから太陽光パネルを無害化して処理する北九州市の企業と出会っている。太陽光パネルの処理に課題があることは承知しているが、原発施設の廃棄は費用も危険性もその比ではない（施設廃止に40年間・数百億円、放射性廃棄物の管理に300～400年間・保管に10万年間・費用は不明）。
	⑦ 原発に新しい支援策と新聞にあった。そのお金はどう使われるのか。	今、次々と原発への支援策が講じられる気配が濃厚にある。それらは原子力発電をする大手電力のために使われる。
	⑧ グリーン・市民電力を通して九電へ託送料金を支払っているのか。	中国電力エリアのグリーンコープでんき契約者の方はグリーン・市民電力を通じて中国電力にそれを支払っている。
	⑨ 関電は原発停止した時に料金値上げし再稼働したら下げた。原発の電気は安いという意識操作ではないか。	そのように感じると思う。原発を支える仕組みがたくさんあったうえで電気料金は設定されるので見かけ上の印象は作り上げられる。
	⑩ 訴状に「新電力の託送料金に原発費用を含めないでほしい」と盛り込めないか。	託送料金問題について知った中で、最初に持った疑問点がまさにそれだった。原発に関する費用を払いたくない気持ちからの訴訟ではなく、訴訟をすることで多くの一般の方に知ってもらい、みんなで考えて決めていきたいという内容なので、その意見を訴状に入れてしまうと趣旨がぶれてしまう。

区分	質問	回答
	(11) 監事から指摘があつた善管注意義務についてどう考えるといふか。	本日拝見した。島根のことを総代会で考える材料として出されたことは素晴らしいと思う。理事会は善良な管理者としての注意義務を持っているという点は、これに限らず何かを決めるあらゆる場面において意識しておくべきことである。そう理解した上で私は違う理解を持っている。それは組合員を債権者とみてグリーンコープ生協やグリーン・市民電力に対する債権を守るという論になっている点である。確かに組合員は出資金を出すので債権者として考える場面はある。特に生協が破綻した時には明確に債権者と言えるのでそうとらえる意味はあるが、私は組合員は生協に対する債権者であるよりも主権者であると考えている。出資金は払わないと生協に入れないお金で戻ってくる債権というより、事業や運動に賛同し推し進めたいと願って出し合っていくお金と言えないか。出資する組合員は事業と運動の主権者ではないか。だから島根の理事会も自分たちだけでグリーン・市民電力が判断しようとする裁判への賛否を決めるのではなく、自分たちはこう考えるが総代はどう考えるかを判断してもらおうと今日の総代会を開いたのではないか。色々な面から考えていくことが大事であり、この意見は大切なことを提起している。
	(12) 送配電分離は現在どうなっているか。	それ自体は予定どおり20年4月に大手電力会社が発電・送配電（託送）・小売の3社に分割される。財産までの分離はないようでホールディング会社の元に各社があるという形のようだ。
	(13) 電気料金の請求書に託送料金の項目はあるのか。	中国電力の請求書は見たことがないが、本来であれば区分けして託送料金は幾らであると明示すべきことである。九州電力のものには明示されていない。グリーン・市民電力のものには明示するようにした。